

いじめ防止基本方針

学校教育目標 心豊かで かしこく たくましく 伸びようとする児童の育成

- 美しい心の子
- かしこい子
- たくましい子

【PTAとの連携】

- ・学校からの日常的な情報、発信と意見交換
- ・積極的な広報活動
- ・学級・学年・地区PTAの会合等の活用
- ・家庭への支援と啓発

【いじめ対策委員会】

- ・校長・教頭・教務主任・生活指導主任・分校主任・学年主任・養護教諭を中心とした学校全体での情報の共有
- ・教師の指導力を高める効果的な校内研修の実施

【関係機関】

- ・日常的な情報の発信
- ・「長崎っ子の心を見つめる」教育週間での取組
- ・学校支援会議等における積極的な意見交換
- ・相談窓口の紹介

【いじめの防止】

いじめを生まない教育環境づくり

- ①校内指導体制の確立
- ②人権意識と生命尊重の態度の育成
- ③いじめは許さないという校風づくり
- ④早期発見・早期対応と教師の指導力の向上
- ⑤悩みを打ち明けられる雰囲気づくり
- ⑥自信を持たせ、社会性を育成する教育の推進
- ⑦学級・学校の連帯感の育成
- ⑧道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑨子どもの自己指導能力の向上
- ⑩家庭・地域社会・関係機関との連携強化

【早期発見】

「いじめはどの子にも起こり得る」という認識

- ・日ごろの子どもの観察（子どもの発する小さなサインや学級の様子等）
- ・学校内での情報の相互交換とチームとしての対応
- ・定期的または必要に応じた実態調査や意識調査の実施
- ・気になる子どもへの積極的な個人面談
- ・家庭との緊密な連携（家庭でのチェックポイントや発するサイン）
- ・学校評価への位置付け

【いじめに対する措置】

「被害児童の心身の安全の保障・確保を第一に」

- ①いじめの発見 ※児童の感じる被害性に着目する
- ②報告・検討・体制づくり
- ③情報収集・事実の確認
- ④対応・指導
- ⑤長期的な支援・指導
 - ・被害児童の観察と援助
 - ・加害児童の観察と指導
 - ・周囲の児童及び全体の指導
- ⑥ネットいじめへの対応
- ⑦重大事態への対処
 - ・いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認知した時
 - ・いじめにより児童が相当な期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認知した時

被害児童と保護者
加害児童と保護者
周囲の児童